

十日町市水稲渇水被害応急対策事業実施要綱

令和2年5月29日
十日町市告示第126号

(趣旨)

第1条 市長は、渇水による干ばつ被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめて農業経営の安定と作物の品質低下防止のため、応急的に実施した干害対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「干ばつ」とは、用水使用期間（4月から9月まで）に連続干天日数（日雨量5ミリ以下の日）が20日以上である地域又は30日間の総雨量が100ミリ以下である地域において水稲が植付け不能若しくは枯死のおそれがあると市長が認めた場合をいう。

2 この告示において「日雨量」とは、十日町市地域防災計画に定める気象観測施設主観測所における記録をもとに地域ごとに測定したものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 市長は、農業者個人、農業者が組織する団体その他市長が認める団体が、干ばつに対して水田台帳（水稲生産実施計画書）記載水田に応急的に講じた次に掲げる経費（人件費を除く。）について補助するものとする。ただし、国又は県の補助対象となる事業は、対象としない。

- (1) 水路の掘削に係る経費
- (2) 借上ポンプ、ホース等の設置にかかる経費
- (3) 電線の架設費
- (4) ポンプ等のリース料又はポンプ付属部品、ホース等の購入費
- (5) ポンプ等の運転に係る燃料費及び電気料
- (6) ミキサー車等で水を運搬した経費
- (7) その他用水確保のために必要な経費で市長が特に認めたもの

2 補助対象事業費は、3万円以上とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費の100分の50以内とする。

2 補助金の額の上限は、次の各号に掲げる事業直接受益地（干ばつ直接被害地）の面積に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 直接受益面積5ha以上 40万円
- (2) 直接受益面積2ha以上5ha未満 30万円
- (3) 直接受益面積0.5ha以上2ha未満 20万円
- (4) 直接受益面積0.5ha未満 10万円

(手続等)

第5条 補助金の交付に関する手続等については、規則の定めるところによる。
(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。